

陸上自衛隊目達原駐屯地鳥栖分屯地

| | | |
|---|--------|--|
| 対象防衛関係施設 の所在地 | 佐賀県鳥栖市 | 村田町千八十九番地一 |
| 対象防衛関係施設 の区域 | 佐賀県鳥栖市 | 村田町（次の図面に示す部分に限る。） |
| 対象防衛関係施設 に係る対象施設 周辺地域 | 佐賀県鳥栖市 | 江島町（次の図面に示す部分に限る。）、儀徳町（次の図面に示す部分に限る。）、蔵上四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、蔵上町（次の図面に示す部分に限る。）、幸津町（次の図面に示す部分に限る。）、桜ヶ丘町、立石町（次の図面に示す部分に限る。）、西新町（次の図面に示す部分に限る。）、原古賀町（次の図面に示す部分に限る。）、平田町（次の図面に示す部分に限る。）、村田町（次の図面に示す部分に限る。）、山浦町（次の図面に示す部分に限る。）及び山都町（次の図面に示す部分に限る。） |
| <p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p> | | |

陸上自衛隊目達原駐屯地鳥栖分屯地周辺地域 (佐賀県鳥栖市村田町1089番地1)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

